



成年後見制度ってどんな制度ですか？



認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な方々は、不動産や預貯金などの財産を管理したり、身のまわりの世話のために介護などのサービスや施設への入所に関する契約を結んだり、遺産分割の協議をしたりする必要があっても、自分でこれらのことをするのが難しい場合があります。また、自分に不利益な契約よく判断ができずに契約を結んでしまい、悪徳商法の被害にあうおそれもあります。このような判断能力の不十分な方々を保護し、支援するのが成年後見制度です。



父は認知症状態で父名義定期預金を介護施設の療養費にしようと銀行に解約したいと娘が電話したところ成年後見制度でなければ解約できないといわれました。どうしたらよいのでしょうか？



私の知っている司法書士の方に相談したら、成年後見制度は手続きに時間と多額の費用がかかるということです。
その事務手続きと報酬の資料を次ページに掲載します。

後見申立の流れ

平成 年 月 日

A 必要書類等の取寄せ・作成

- 1) 診断書の依頼
- 2) 申立附票等・財産目録・同意書の作成・記入
- 3) 委任状等を当事務所へ送付・着後、必要書類の取寄せ
本人の戸籍・住民票、不動産登記簿謄本等(※当事務所にて行います)

B 添付書類の完備 ※ご実印・概算費用の準備

- 1 当事務所にて打合せ等
診断書、書面のチェック、通帳等のコピー、概算費用の受領など
- 2 準備完了後、家庭裁判所の面談予約の確認
- 3 家庭裁判所への面談日の確定

C 面談予約日に家庭裁判所へ

- 1 鑑定費用の持参、予納金として手続をとる。 5万円
鑑定が不要であると判断された場合は、予納金は必要ありません。
- 2 調査官等と事情聞き取りの面談 ※後見監督人が選任される
申立人、候補者 場合がありますので、ご確認ください。

D 審判決定 決定後、二週間の異議申立期間があります。

- 1 上記の期間の経過後、「登記事項証明書」の請求
東京法務局後見登録課
- 2 登記事項証明書の受領をもって完了いたします。

後見人の活動 本人の不利益にならないように事務を遂行します。
※ 決定後、約一ヵ月後くらいに家庭裁判所に後見事務計画書を提出します。

後見申立にかかる報酬費用等の説明書・必要書類

平成 年 月 日

1.申立にかかる書類作成,代行,調査の概算

①報酬・手数料等	約12万円
②印紙等の諸経費(必要書類の取寄せ,交通費含む)	約3万円
③鑑定費(家庭裁判所に予納)	5万円

※消費税別途 ※鑑定費が不要な場合もあります。

2.家庭裁判所の決定がなされるまで 申立てから約1ヶ月～3ヶ月

※家庭裁判所に面談のために、出向く必要があります。

- 1.の①については、申立人のご負担となります。
- ②,③については、有益費用の償還となり決定後、本人の財産から支弁が可能です。

3.下記の書面を送付いたします。

- ① 家庭裁判所の所定診断書(申立ての際に添付いたします)
※入院されている病院にご依頼していただき、受領次第、当職へご連絡ください。
- ② 申立附票等・財産目録・同意書(申立ての際に添付いたします)

次の書面は、署名捺印後、先にご返送ください。

- ①委任状 通
※ご実印を押印して、この書面とご返送ください(本書面の控えはお手許に)。
- ②住民票(本籍地・続柄・世帯員全員)も②に同封してください。
※同じ役所で戸籍謄本がとれる場合は、戸籍謄本もお願いいたします。
- ③本人確認資料として免許証の写し(ご同封ください)
※恐れ入りますがお願いいたします。



「成年後見制度のだと費用は20万円以上必要だし、期間も1~3ヵ月かかるようなので、当面父の療養費が差し迫っている所以他の方法はないでしょうか？」

と司法書士に尋ねたら以下の解約手続き依頼書及び念書の見本文章を送ってきました。

解約手続き依頼書及び念書

●●銀行●●支店 御中
 定期預金
座名義 ■■■■
座番号 _____

上記口座名義人は私たちの父親であります。年齢は満●歳(●年●月●日生)で、現在、医療法人■■会●●病院 認知症疾患医療センター(〒000-0000 住所： 電話番号：)に入所し療養治療を受けています。

父の子供で且つ推定相続人である3人が声を掛けても反応はするのですが、問いかけ内容について応えることができない状態です。もちろん自分の金融資産の解約に関しては自らすることができません。従って、今般、父親本人の療養資金及び葬儀資金など今後の父の生活資金として使用するために上記定期預金口座を解約して、その預金全額を同人名義の普通預金口座に全額入金したいのでご依頼申し上げます。

本人が高齢で意志表示ができないため貴銀行の窓口にて解約手続きができませんが、定期預金の解約ができなければ、今後、本人の療養、葬儀に支障を来たすため、推定相続人である(子3名)の全員の意思をもって、本依頼を行なうものであります。

なお、私達3名以外の相続人は存在しませんので、貴銀行に損害をおかけすることは、一切ございません。万が一、貴銀行に支障を来たすことあれば、私達が全責任を負います。

なお、具体的な解約の手続きは代表者として長女●●を選任し、長男及び二男は手続きを長女に委任致します。

平成●年●月●日
 以上、間違ございません。

●●●の推定相続人

氏名： (長男) 実印
 住所：

氏名： (長女) 実印
 住所：

氏名： (二男) 実印
 住所：



『解約手続き依頼書及び念書』の見本文章を送ってきました。「私達3名以外の相続人は存在しません」が太くなっているのはどういう意味ですか？



『解約手続き依頼書及び念書』推定相続人以外に相続人がでてきたら銀行にも迷惑かけることになるので、それを証明することが必要になります。そのためには、お父様の戸籍謄本を誕生日から遡った戸籍謄本を提出します。そのことで相続人が3人しかいないことを確認できます。



「私達が全責任を負います」をどのように確認するのでしょうか？



相続人が3人の実員を押印して、その印鑑証明書を添付すれば銀行も納得してくれるでしょう。

3人が揃って銀行に『解約手続き依頼書及び念書』と印鑑証明書と身分証明書をもって交渉に行きました。銀行側は介護施設の療養費に使うという条件で特例として定期保険を解約し普通預金に移行してくれました。療養費の支払いは介護施設に振り込むことで療養費のみに使うことを確認しました。司法書士への支払いは30,000円で済みました。戸籍謄本、印鑑証明書等の費用を含めて50,000円以内で事務手続きを終えることができました。